自動車リサイクル法
登録申請及び変更届等の手引き

フロン類回収業者

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

目　次（フロン類回収業者）

１．使用済自動車フロン類回収業者登録申請手続きについて ・・・・・・・・・１ｐ

２．フロン類回収業者登録（更新）申請に係る必要書類一覧表 ・・・・・・・・２ｐ

３．変更及び廃止の届出について・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・３ｐ

４．様　式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ｐ

使用済自動車フロン類回収業者登録申請手続きについて

１．提　出　先　〒８０３－８５０１

北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市役所１０階

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

ＴＥＬ（０９３）－５８２－２１７８

ＦＡＸ（０９３）－５８２－２１９６

２．提 出 部 数　申請書２部

３．申請手数料

許可申請に係る手数料は次のとおりです。

業の種類	申請の種類	申請手数料
自動車リサイクル法	新規許可申請	５，０００円
フロン類回収業者申請	更新許可申請	５，０００円

※１　手数料はいったん受領した申請手数料は申請の取り下げその他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。また，変更届，廃止届については手数料は必要ありません。

４．提出方法について

郵送による申請は受け付けておりません。申請にあたっては手数料の納入が必要ですので、来課の上で申請をお願いいたします。

５．登録通知書の交付について

審査終了後，登録業者には登録通知書を交付いたしますので，印鑑をご持参の上，来課してください。(印鑑は通知書を取りに来られる方の認印)

６．登録の有効期限について

登録の有効期限は５年間です。したがって，期限満了後も業を継続して行う場合は，登録の更新が必要です。

フロン類回収業者登録（更新）申請に係る必要書類一覧（正副２部作成のこと）

必　要　書　類	個人	法人	備　考
・フロン類回収業者登録（更新）申請書	○	○	・様式第三
（申請者が個人の場合） ・住民票（又は外国人登録証明書）	○		・住民票については本籍記載のもの。 ・登記簿謄本，住民票，外国人登録済証明書については発行後３ヶ月以内のもの。 ・外国人登録証明書については，国籍の属する国における住所又は居住地が記載されているもの。
（申請者が法人の場合） ・法人登記簿謄本		○	
（申請者が未成年者の場合） ・法定代理人の住民票（又は外国人登録証明書）	○		・住民票については本籍記載のもの。
・フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証明する書類	○	○	・購入契約書，納品書，領収書等の写し。 他者から借用している場合は借用契約書の写し又は使用承諾書等。
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	○	○	・当該設備の取扱説明書，仕様書，カタログ等の写し。
・欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	○	○	・添付書類様式９ （印鑑証明登録印を押印すること）
・事業所付近の見取り図	○	○	・市販の地図等により事業所の位置が確認できる付近の見取り図

◎変更届及び廃止届について

住所，氏名，役員，回収フロン類の種類等，登録申請書の記載内容に変更があった場合，登録業者は事実の発生から３０日以内に所定の様式（様式第四）に誓約書（添付書類様式９）及び必要な添付書類を添えて届け出なければなりません。

また，フロン回収業者の廃業をする場合は事実の発生から３０日以内に廃止届の様式（フロン回収業者廃止届様式）により届け出なければなりません。

主な届出事項と届出に必要な添付書類は以下のとおりです。

届　出　事　項	添　付　書　類
・氏名または名称（組織変更を含む）及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更	（個人の場合） ○住民票（本籍地記載のもの）又は外国人登録済証明書 （法人の場合） ○登記簿謄本
（申請者が未成年者の場合） ・法定代理人の氏名及び住所の変更	○法定代理人の住民票（本籍地記載のもの）
・回収するフロン類の種類の変更	（回収フロン類を追加する場合は） ○新たな設備の種類及び能力を説明する書類 ○新たな設備の所有権を証明する書類（設備を借用している場合は使用承諾書）
・フロン類回収業者を廃業する場合	○当該業の登録通知書

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者　　登録　・　登録の更新　　申請書

※登 録 番 号	
※登録年月日	

平成**２４**年　**4**月　**1**日

北 九 州 市 長　　様

（郵便番号）　**803-8501**
住　　所　**北九州市小倉北区城内１番１号**
氏　　名　**北九州引取商事㈱**
代表取締役　北九　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　**093-582-0000**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名
きたきゅう　たろう **北九　　太郎**	**代表取締役**
きたきゅう　じろう **北九　　次郎**	**取締役**

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役　職　名

事業所の名称及び所在地

名　称	**北九州引取商事㈱　小倉北第１営業所**
所 在 地	（郵便番号）**803-8502** **北九州市小倉北区城内１番２号** 電話番号　**093-582-0001**

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
ＣＦＣ用	1　台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事務所ごとに記載すること。

3　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　　月　　日

北九州市長　　様

（郵便番号）
住　　所

氏　　名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン回収業者廃止届様式

フロン回収業者廃止届出書

年　　月　　日

北九州市長　　様

（郵便番号）
住　　所

氏　　名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けたフロン回収業者を廃止したので，使用済自動車の再資源化等に関する法律第５９条において準用する同法第４８条の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン回収業者の登録を受けた者（廃止する者）	住所 氏名 （法人にあっては，名称及び代表者の氏名） 登録番号
廃止の理由	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（添付書類様式９）　　平成　　年　　月　　日

誓　約　書

住　所

氏　名

法人にあっては名称

及び代表者の氏名　　印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

２　使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下,「法」という），フロン類回収破壊法（平成１３年法律第６４号）若しくは廃棄物処理法（昭和４５年法律第１３７号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３　法第５８条第１項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から２年を経過しない者

４　フロン類回収業者で法人であるものが，法第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

５　法第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者

６　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から５ののいずれかに該当するもの

７　法人でその役員のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

（法第５８条第１項）

都道府県知事は，フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは，その登録を取り消し，又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

１　不正の手段によりフロン類回収業者の登録及び登録の更新を受けたとき。

２　使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第５６条第１項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

３　法第５６条第１項第１号，第２号，第４号，第６号又は第７号のいずれかに該当することとなったとき。

４　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

自動車リサイクル法に関するご相談は
下記までお問い合わせ下さい

環境局環境監視部産業廃棄物対策室

〒８０３－８５０１
北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市役所１０階

ＴＥＬ（０９３）－５８２－２１７８
ＦＡＸ（０９３）－５８２－２１９６

平成１６年１２月作成